

第 58 回 新潟市秋季市民総合体育祭 セーリング競技

大会 期 日 : 2022 年 8 月 28 日 (日) (予備日 2022 年 9 月 4 日 (日))

共 同 主 催 : 公益財団法人新潟市スポーツ協会 新潟市
新潟市セーリング連盟 新潟県セーリング連盟

レース海面 : 新潟市 関屋浜沖

陸 上 本 部 : 新潟市中央区関屋 1-24 みはらしや

帆走指示書 (SI)

1. 規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則 2021-2024』(以下「規則」という。)に定義された規則が適用される。
- 1.2 [DP]の表記は、プロテスト委員会の裁量によりペナルティーを失格より軽減することができることを意味する。
[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

2. 選手とのコミュニケーション

- 2.1 競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示される。
- 2.2 艇長会議は、陸上本部前で行われる。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下「指示」という。)の変更は、それが発効する当日の 09:00 までに掲示される。

4. 行動規範

- 4.1 [NP] 競技者及び支援者は、レース委員会からのあらゆる合理的な指示に従わなければならない。従わない場合、不正行為に当たることがある。ここでいう「不正行為」とは、規則 69 にいう不正行為を指す。
- 4.2 新型コロナウイルス感染症対策を実施する目的でレース委員会が執った合理的な行動は、必要のない行動であったと後に判明しても、不適切な処置や不手際には当たらない。

5. 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、陸上本部前テラスに設置されたポールに掲揚される。
- 5.2 [DP][NP] 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、『出艇を許可する。予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発せられる。』ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで出艇してはならない。
- 5.3 回答旗が陸上で掲揚された場合、規則 レース信号『回答旗』中の『1 分』を『30 分以降』と置き換える。

6. マーク

- 6.1 マーク 1、2s 及び 2p は、ピンク色の円筒形ブイとする。
- 6.2 指示 8 に規定される新しいマークは、黄緑色の円筒形ブイとする。
- 6.3 スタート・マークは、レース委員会の信号船と白色ブイとする。
- 6.4 フィニッシュ・マークは、レース委員会の信号船と黄色の円筒形ブイとする。

7. スタート

- 7.1 レースは、次のようにスタートさせる。これは規則 26 を変更している。

意味	視覚信号	音響信号	スタート信号までの時間(分)
予告信号	新潟市ヨット連盟旗	1 声	5
準備信号	P 旗、I 旗、U 旗、黒色旗	1 声	4
1 分	準備信号降下	長音 1 声	1
スタート信号	新潟市ヨット連盟旗降下	1 声	0

7.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

7.3 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは付則 A5.1 と A5.2 を変更している。

8. コースの次のレグの変更

8.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できればすぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

9. フィニッシュ

9.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

10. タイム・リミットとターゲット・タイム

10.1 マーク 1 のタイム・リミット、レース・タイム・リミット、フィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムを下表に示す。

マーク 1 の タイム・リミット	レース・ タイム・リミット	フィニッシュ・ ウィンドウ	ターゲット・タイム
25 分	60 分	15 分	40 分

10.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合は、レースは中止される。

10.3 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。

フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしにタイム・リミット超過 (TLE) と記録される。TLE となった艇は、フィニッシュ・ウィンドウ内でフィニッシュした最後の艇が獲得した得点よりも、フィニッシュ順位に対し、[1]または[2]多い得点が記録されなければならない。これは、規則 35、付則 A5.1、A5.1、A10 を変更している。

10.4 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。

11. 審問要求

11.1 審問要求の様式は、陸上本部で入手できる。抗議及び救済又は審問再開の要求は、適切な締切時間内に陸上本部に提出されなければならない。

11.2 抗議・救済要求の締切時刻は最終レース後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。

11.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は、陸上本部にて、公式掲示板に掲示された時刻に始められる。

11.4 付則 P に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。

12. [NP] 安全規定

- 12.1 参加選手及び運営人員は、レース公示に基づく新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を遵守しなければならない。
- 12.2 個人用浮揚用具（ライフジャケット）については、規則 40.2(b)を適用する。
- 12.3 出艇しようとする艇の艇長は、艇長会議終了後から D 旗掲揚 10 分後まで陸上本部に用意される署名用紙に署名してから出艇しなければならない。
- 12.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙はレース終了後（引き続きレースが行われた場合、そのレース終了後）、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後まで陸上本部に用意される。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 12.5 レースの中止または延期により帰着した場合も、指示 12.4 に従い、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合は、出艇前に指示 12.3 に従い、再度出艇申告を行わなければならない。
- 12.6 レースからリタイアする艇は、最初の妥当な機会にレース委員会に伝えなければならない。帰着した競技者は、指示 12.4 に従い帰着申告を行ったうえ、速やかに陸上本部で入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。
- 12.7 艇が救助を要請する場合には、救助する船に対して片手を高く上げて合図を送ることとする。ただし、レース委員会又はプロテスト委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対して、リタイアを勧告する。また、緊急救助を要すると判断した場合には、競技者の意思に拘わらず強制的に救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.2(a)を変更している。
- 12.8 指示 12.3 及び 12.4 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに『PTP』と記録し、(確定順位+3)点の得点を与える。但し、(参加艇数+1)点を上回らない。これは規則 63.1、及び A4、A5 を変更している。なお引き続きレースが行われた場合には指示 12.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 12.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

13. [DP] 乗員の交代と装備の交換

- 13.1 競技者の交代は、レース委員会の書面または口頭による承認なしでは許可されない。
- 13.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の書面または口頭による承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会（ただしレースの後でも可）に行わなければならない。

14. セール

- 14.1 同一のセールナンバーを使用してはならない。また、スピネーカー艇のメインセールのナンバーとスピネーカーのナンバーは同一でなくてもよいものとする。

15. ごみの処分

- 15.1 ごみは、レース委員会船に渡してもよい。